

業務委託規約

この度は、株式会社水圏科学コンサルタント（以下弊社という）に委託業務のご検討を頂きありがとうございます。

弊社への業務委託に際し、本規約の内容をご確認いただき、本規約遵守を合意頂ける場合のみ見積依頼書をご送付頂きますようお願い申し上げます。

見積依頼書を受け、弊社より見積書を送付いたしますので、貴社様式の発注書をお送りください。発注書の受領をもって本規約に同意頂いたものとみなし、弊社より発送する契約書の取り交わしをもって、業務委託契約の成立といたします。

ご不明な点がございましたら、担当者まで遠慮なくお問い合わせください。

業務依頼者（以下「甲」という）と株式会社水圏科学コンサルタント（以下「乙」という）とは、甲の業務委託に関し、次のとおり規約を確認する。

第1条（目的）

本規約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展を図ることを目的とします。

第2条（委託業務内容）

甲は、次に定める業務（以下、「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託します。

- ①水中微生物の試験・検査業務
- ②生態系・生物環境の現地調査
- ③水域環境のシミュレーション解析
- ④河川・海岸の土木事業に係わる建設コンサルタント
- ⑤地域振興・水産振興に係わる計画支援
- ⑥委員会、報告会、講習会等の開催・運営支援
- ⑦ ①から⑥までの業務に付帯または関連する業務

第3条（業務委託料）

甲は、乙に対し第2条に係る業務委託料として、別途定める料金表または見積書の金額に基づき支払うこととします。

第4条（請求および支払）

1. 乙は、委託業務実施の都度、業務委託料を甲へ請求し、甲は翌月末日に乙の指定

する金融機関の口座に振り込みにより支払いをすることとします。なお、その際の振込手数料は、甲の負担といたします。

2. 委託業務の内容により、業務委託料が消費税を除き 100 万円を超える場合に、業務開始時までに総額の 1/2 を着手金として支払い、成果品の納入後に残金を支払うこととする場合があります。

第 5 条（機密保持）

甲および乙は、本規約に関連して業務上知り得た相手方の秘密に属するいかなる情報についても本規約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、本規約期間中はもちろん本規約終了後も相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示、漏洩してはけません。但し、法令および条例等による開示についてはその限りではありません。

第 6 条（瑕疵責任）

乙の受託業務に瑕疵があった場合は、甲乙で直ちに協議の上、改善するものいたします。

第 7 条（異議の除外）

本件委託業務が ISO17025 の規格の要求を受ける場合は、前条の瑕疵の有無に関わらず、甲は検査証明書および検査報告書に対する異議の申し立て、および再検査を乙に求めることはできません。

第 8 条（損害賠償の請求）

1. 甲または乙は、本規約の違反または本業務の不履行により相手方に損害を与えたときは、これにより相手方が被った損害を賠償する責任を負うこととします。
2. 前項にかかわらず、乙が本業務の不履行により甲に損害を与えたときの賠償額は、当該業務にかかる業務委託料の額を上限といたします。

第 9 条（権利譲渡）

甲および乙は、本業務の履行によって生ずる権利および義務を第三者に譲渡をいたしません。

第 10 条（成果の帰属）

本規約の履行により得られた成果物（報告書および検査証明書を含む）の所有権については、基本的に甲に帰属するものとします。

第 11 条（目的外利用の制限）

甲は、本業務の報告書および付帯情報を、当初の目的以外に利用することはできません。

第12条（規約解除）

1. 甲が乙に依頼した内容が、契約後に乙の責によらず変更になり、乙が正常な検査を継続することが困難と判断した場合は、乙は甲に通知し本規約を解除することができるものとします。
2. 甲および乙は、どちらかが正当な理由なくして本規約の条項に違反したときは、相手方に通知することなく直ちに本規約を解除することができるものとします。
3. この解除は損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、それぞれ、自己および自己の役員（実質的に経営を支配する者を含む）並びに本件委託業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為、および威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはいけません。
3. 甲および乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本規約を解除することができます。この場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
4. 前項の規定により本規約を解除した場合、解除した当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責を負いません。

第14条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合には、乙の住所地の管轄裁判所を専属的合意管轄裁判所といたします。

第15条（疑義事項）

本規約に定めのない事項、その他本規約に関し生じた疑義については、甲および乙は誠意をもって協議し、解決するものといたします。

制定日：2020年4月1日